

## 第42号議案

### 採石業の適正な実施の確保に関する条例の一部を改正する条例

採石業の適正な実施の確保に関する条例（平成18年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 採取計画の認可に係る岩石の採取の期間が1年以内の場合
- (2) 採石業者が、地方住宅供給公社、土地開発公社その他の規則で定める者である場合

第6条第2項第3号中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

第7条第2号中「第4条第1項ただし書に該当する」を「第4条第2項に規定する」に改める。

第9条及び第12条第1項中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（国等に対する適用）

第15条 この条例の規定は、第4条から第6条まで、第7条第2号、第8条第2項第3号、第10条及び第14条第2項の規定を除き、法第10条第1項第3号に規定する採石業を行う国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、法第42条の2に規定する協議が成立することをもって採取計画の認可があったものとみなす。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。